

9世紀の平安京における堀川と鴨川堤をめぐって

—村井康彦氏の批判に答える—

足利健亮

1 はじめに

筆者は、先に、平安京の計画について、これを従来のように東西南北の京極の内側だけでなしに、東京極東外の鴨川、西京極西外の御室川(嶋田川)および木嶋大路、南京極南外の大繩手など、京域外縁の河川や道路の計画を含めたセットとして在ったと考える立場からする小論を発表した¹。しかし、この私見に対して、村井康彦氏により、「贅意を表しがたい部分がある」とする批判がなされている²。氏の批判の第1点は、四堀川設定計画があったと見る私見に向けられている。ここに四堀川設定計画というのは、平安京の造営にあたって、旧来の諸河川流路を改修し、これらを東から鴨川、東堀川、西堀川、嶋田川(御室川)の四つの人工河川すなわち「堀川」に編成し、かつ鴨川・東堀川間、東堀川・西堀川間、西堀川・嶋田川間を等間隔にして造成したというプランの謂である。このようなプランの想定に対する氏の批判は、次の通りである。

「東西の堀河は、その名のごとく人工河川であったとみてよいが、しかし以前から流れていた大小さまざまな河川が、造都にあたりこれら四つに集約されたわけではなく、実際には道路に沿って南流する京中河川は、いぜんとしていくらかもあったことに留意しておく必要がある。そして人工というのであれば、それらも程度の差こそあれ人為的な河川であった。」

ここに、道路に沿っていくらかもあったとされる京中河川とは、恐らく大宮川、西洞院川、東洞院川、烏丸川、室町川、中川(京極川)などのことであろう。しかし、これらの川を東西堀川と同列に扱うことができるかどうかは、かなり問題であると思われる。

この点に限らず、筆者は村井氏の批判を受けとめて新たな研究展開の糧としたいと考えており、そのために目下平安京時代初期の史料を慎重に読みなおし、平安京の計画と造作の実態について、改めて全般的な検討を行っているが、ここでは、氏のいくつかの批判のうち、上記河川の問題1点に限って、史料再検討の結果を述べ、氏の批判への反論と自説の修正を試みることにする。要約していえば、東西堀川は他の京中河川に比して、「別格」であったこと、および鴨川西岸は存在していたこと、などの主張を行うことになるはずで

ある。

2 平安初期の平安京及び周辺河川史料

順序として、まず平安京時代初期における京内と周辺の河川とそれに関する史料を列挙する。

- (1)延暦15年(796)6月16日「幸葛野川」(日本紀略。以下、紀略と略記する。なお、葛野川関係記事はこののち頻出するが、必要なもの以外は省略する。)
- (2)延暦15年8月8日「遣内兵庫正従五位下尾張連弓張、造佐比川橋」(日本後紀——以下、後紀と略記する——、および紀略)
- (3)延暦18年(799)6月23日「巡京中、過堀川處、鉗鑿囚徒、暴體苦作(下略)」(後紀)
- (4)延暦18年8月8日「禊於埴川」(後紀)
- (5)延暦18年12月4日「勅、山城国葛野川、近在都下、每有洪水、不得徒涉、大寒之節、人馬共凍、來往之徒、公私同苦、宜楓佐比二渡、各置度子、以省民苦」(後紀)
- (6)延暦19年(800)10月4日「禿山城、大和、河内、摂津、近江、丹波等諸国民一万人、以修葛野川隄」(紀略)
- (7)弘仁元年(810)10月27日「禊於松崎川」(後紀、紀略)
- (8)弘仁5年(814)6月19日「禊於鴨川」(紀略)
- (9)天長5年(828)5月23日「降雨殊甚、京中徑路汎溢、或川決山崩水潰、人物多漂、遣使賑給左右京」(紀略)
- (10)天長5年12月16日、太政官符「応停貶奪職吏考祿依法贖銅事、(中略)今検案内、京中惣五百八十余町、橋梁三百七十余処、雖勤修造、道橋多数、往還不絶、不能無損、(下略)」(類聚三代格、卷20)
- (11)天長6年(829)12月14日「天皇幸賀茂川、修禊事也」(紀略)
- (12)天長7年(830)1月25日「天皇幸鴨川禊之」(紀略)
- (13)天長7年4月12日「幸鴨川禊之」(紀略)
- (14)天長7年8月26日「斎女王為參伊勢太神宮、禊賀茂川」(紀略)
- (15)天長8年(831)12月9日「為前賀茂斎内親王相替祓于鴨河」(紀略)(以下、鴨川の禊や祓にかかわる記事は省略。)
- (16)天長10年(833)5月28日「太政官処分、課左右京戸、令輸檜柱一万五千株、以充東西堀河杭料」(続日本後紀、以下、続後紀と略記する。)
- (17)承和9年(842)10月14日「勅左右京職東西悲田、並給料物、令焼歛嶋田及鴨河原等鬮、惣五千五百余頭」(続後紀)

- (18) 承和9年10月23日「太政官充義倉物於悲田、令聚葬鴨河鬮體」(統後紀)
- (19) 承和11年(844)11月4日「鴨上下大神宮祢宜外從五位下賀茂県主広友等欸云。所謂鴨川、經二神社指南流出。而王臣家人及百姓等、取鹿毳於北山、便洗水上、其流末流來触神社。因此、汚穢之崇屢出御卜。雖加禁制、曾無順慎者。勅。宜仰當國迄于河源、嚴加禁斷(下略)」(統後紀)
- (20) 齊衡2年(855)9月19日、太政官符「應令當處堀作溝渠事、(中略)頃年水潦頻至、溝流失路、緣渠之家屢々被浸害、行道之人常苦泥「途」塗、京中之煩莫大於斯、(中略)其朱雀辺溝非當家修作之限」(類聚三代格、卷16)
- (21) 天安2年(858)5月15日「東西兩河人馬不通」(文德実録)
- (22) 天安2年5月22日「道路成川、東堀川水入冷然院」(文德実録)
- (23) 貞觀8年(866)6月28日「東堀河多鮎魚、京師人捕噉之」(三代実録)
- (24) 貞觀13年(871)閏8月14日、太政官符「應禁止鴨河堤辺耕營水陸田事」(類聚三代格、卷8) [三代実録、同年月日条]
- (25) 貞觀13年閏8月28日、太政官符「定葬送并放牧地事、(中略)葛野郡嶋田河原、今日以往加功耕作為熟地(下略)」(類聚三代格、卷16)
- (26) 元慶3年(879)9月25日「是夜、鴨河辛橋火。燒斷大半」(三代実録)
- (27) 元慶8年(884)8月28日「造左京北辺溝橋等料」(三代実録)
- (28) 寬平8年(896)4月13日、太政官符「應許耕作鴨河堤辺東西水陸田廿二町百九十五步事 右問山城国民苦使(人名略)奏狀僞。得愛宕郡司解僞。錦部郷百姓等愁狀僞。前件田是己等口分。事具函籍。貞觀十三年有下符、禁制堤東西田。件口分從天長年中領來稍久、為堤無害。仍国司不加禁遏。而寬平五年檢非違使稱有宣旨不許耕作。其所耕營獲稻皆勘取防河所、自後不得開墾。望請、使裁被許耕作者。(中略)奉勅、依請者。仍使与国司臨地勘定如右。但諸家并百姓墾田多在堤西皆用中河水。今加實檢須聽開墾。何者件等田、以堤西中河水灌溉之、不可為堤防之害。(下略)」(類聚三代格、卷8)
- (29) 昌泰4年(901)4月5日、太政官符「應聽耕作崇親院所領地五町事。在山城国愛宕郡。(中略)件地在四條大路南、六條坊門小路北、鴨河堤西、京極大路東(下略)」(類聚三代格、卷8)
- (30) 延喜2年(902)10月「芹川行幸」(河海抄、卷11)
- (31) 延喜9年(909)6月19日「諸卿實檢鴨河堤破損」(扶桑略記、第23)
- (32) 延喜9年9月5日「右大臣以下諸卿、覆勘川原堤」(扶桑略記、第23)
- (33) 延喜10年(910)7月7日「右大臣率諸卿覆檢鴨河堤」(紀略)

(34)天慶2年(939)7月16日「依去延喜十五年七月例、停止堰鴨河并東堀川運引諸司并王臣家材木事、依同百姓等訴也」(本朝世紀、第3)

(35)延喜16年(916)5月22日「中納言藤原定方、同清貫、(中略)巡検鴨河堤」(紀略)

(36)『延喜式』卷42、左右京職「凡堀川杭者、不論課不課戸、皆令戸頭輸之。其戸十九人已下一株、廿人已上二株、卅人已上三株(長八尺以下七尺以上、本径五寸、末径三寸。)>」

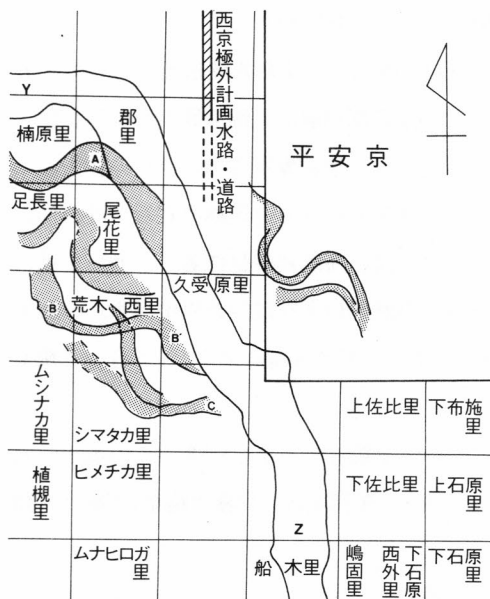
「朱雀路(中略)溝広各五尺」等

以上の史料の検索については、『京都市史』編年綱目第1巻(1944年)に負うところが大きいことを、ことわっておかなければならない。京外の河川の場合には、同一河川名が何度も重複して史料にあらわれるものについては省略したケースが少なくないし、「大堰川」は葛野川と同じ川を指すことが明瞭なので略したりしたが、少なくとも河川名の拾い落としはないと考える。

3 平安京内外の諸河川と堀川

以上の、平安京造営開始以降『延喜式』に至るまでの「文献史料にあらわれる川の名」

は、史料の年次順に列記すると、葛野川、佐比川、堀川、埴川、松崎川、鴨川、賀茂川、東・西堀川、嶋田河(原)、中河、芹川に限られ、ほかに、わずかに朱雀大路側溝、京北辺の溝が見えたにすぎない。このうち、堀川という表現は、東西両堀川の一括呼称または東西堀川のいずれか一方に対する呼称と考えて、恐らく誤りないであろう。鴨川と賀茂川は同一河川である。後世のように、高野川との合流点より上流を賀茂川と記し、下流を鴨川と記す使い分けが、あるいは在ったかもしれないが、上引史料(8)、(11)~(15)の用例でもってそのような慣行の存否を語ることはできない。(19)の史料は、どちらかといえば、使い分けに否定的な史



第1図 平安京南西外の条里と旧河道の一部 (アミ部分は旧河道。Aは上桂差図の河道、B~B'またはB~Cは9世紀中葉の河道。Y-Zは大正11年の桂川堤外地。条里の比定は、金田章裕氏の説も参考にした。)

料といえよう。仮に上・下流の用字区分があったとしても、同一河川であることにはまちがいが無い。次に佐比川であるが、上引史料(5)によって、楓の渡、佐比の渡が、共に葛野川の渡河点であったことが判明するから、佐比川は葛野川の一部区間の名称と見てよいであろう。そして、その区間とは、貞観13年(871)閏8月28日付の太政官符「定葬送并放牧地事」(類聚三代格、巻16。上引史料(25)と同じもの)及び『三代実録』同日付記事に、紀伊郡11条下佐比里、12条上佐比里とあり、かつ、のちの「九条御領辺³図」によって、両里の位置が第1図に記したように確定できるから、葛野川が紀伊郡に入ってしばらくの区間と見て大過あるまい。佐比川橋の架橋記事が先行し、のち渡船による渡河点として佐比渡があらわれるのは、若干気がかりではあるが、特に不都合はない。このほかに佐比は、延暦14年(795)7月13日に「幸佐比津」と見え(紀略)、大同元年(806)4月15日には桓武天皇の四七日の齋が行われた場所の一つとして「佐比」が見える(後紀)が、小論の進行とは直接かかわらないので、これ以上の言及は避ける。要するに、佐比川は、葛野川の、平安京南西外の一区間であった。

嶋田河原という名称は、史料(17)と(25)に2度見えるのみである。筆者は、旧稿において、これを「嶋田川」の「河原」と読み、鴨河原と対をなす表現で史料(17)に見えること、そして史料(25)によって葛野郡にあったことが明らかなることから、「嶋田川」を「御室川」の旧称とする推考を述べたが、「嶋田河原」という表現の中に「嶋田河」の存在を読みとることが可能かどうか、という点を含めて、明らかに再検討・再考の余地があると考えに至っており、この問題は稿を改めて細説する準備を進めている。ここでは、仮に「嶋田河」という呼称の河川があったとしても、それはまぎれもなく葛野郡の内において、平安京内ではなかったことを指摘するにとどめる。

松崎川の名には、松ヶ崎の山端から平野に流れ出る川の意が込められており、従ってこの川が、今日の高野川であることに疑いの余地はないと思われるが、『大日本地名辞書』は「此村(松ヶ崎=引用者)より南流する小川の事なるべし」との見解を示す。これは同書が埴川を高野川としたためであると思われる。埴川については、『山州名跡志』(巻11)が、『拾芥抄』を受けて、「埴川 今号上桂。左衛門府知之(拾芥)。葛野川 今号下桂。右衛門府知之(同)。謂ハ此府官ノ司ニテ堤等支配スルナリ」と述べ、『中古京師内外地図』も、このような考えを図にあらわしているが、この説は採り難い。左衛門府の支配とするならば、むしろ葛野川と対をなす左京東側の川に充てる方が、筋が通る。従って、埴川を高野川と見る『大日本地名辞書』等の説は、妥当といえよう。ではそのばあい、松崎川との関係はどう考えるべきか。埴川の名が史料に見えるのは799年一度のみであり、松崎川は810年の初見で、のち天曆元年(947)6月27日条にも見える(紀略)。埴川から松崎川への呼称

変化の可能性も考えられるし、同一河川の、区間による呼称の違いの可能性も考えられる。ともかく、埴川、松崎川共に、高野川の古称と見て大過ないであろう。芹川は、例えば『京羽二重』(巻1)に、

芹川 嵯峨天龍寺の前にながるゝ小溝川也。又野の宮へ行藪陰の小川とも云。むかしより其所さだかならず。摂政前太政大臣歌に、芹川の浪も昔に立かへり御幸たへせぬさの山風。又鳥羽の辺に芹川の里あり。同名別所也。(句読点は引用者)

とあるように、複数の説があるが、いずれにせよ京外の小流であった。

この際、恐らく最も注意深く考えてみなければならない川は、史料(28)に見える「中河」であろう。中河が今出川の下流で、東京極を南流する川であったことは周知のところであろう。しかし『延喜式』京程条に記載がないから、平安京外の川として理解・把握されていた可能性が大きい。とはいえ、だから平安京プランと無関係な川であったと主張するつもりはない。この川の規模は現段階では不明と言わざるを得ないが、『延喜式』京程条の、京南辺羅城外の溝が広さ1丈であった記録が参考になるであろう。しかし一方で、中河は元慶8年(884)の「左京北辺溝」の流末であったと考えられるから、京内大路・小路の路辺の溝に類する幅員にすぎなかった可能性も大きい。すなわち、最大1丈の幅員であった可能性を否定はできないが、より大きな可能性としては、その半分の5尺程度であったと見るべきであろうというのが、私見である。そして、羅城外溝、左京北辺溝と共に、あるいはそれらと一連のものとして、中河は京城四囲の線にかかわる水路という点に主要な意味を与えられ設定された水路で、いわば堀川とは別の論理に基づく川というとらえ方をすべきものであると、筆者は考える。つまり、意味においても、規模においても、堀川と同列ではなかったととらえるべきであるとするのが私見である。

以上、堀川という主題の「周辺」に紙幅を費やしたのは、平安京草創から『延喜式』に至る100年余の間に史料にあらわれる「河川」名は、東西両堀川を除いてすべて京外のそれであったことを確認するためであった。しかし、もちろんそのことは、京内に堀川以外の川がなかったということをただちに意味するわけではない。そこで、次に京内の状況について検討を加えよう。

4 大路・小路側溝とは同列でない堀川

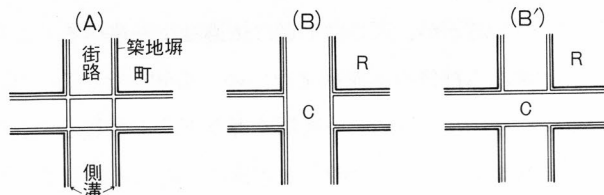
上引史料(3)の、延暦18年(799)6月23日記事は、囚人を使って堀川を造作している様子を示すと見て、恐らく誤りないであろう。そう見てよければ、堀川の疎通は、平安京の極めて早い時期に求めることができる。これに対して、京内外の洪水を語る天長5年(828)5月23日の記事(史料9)は、「京中径路汎溢、或川決山崩水潰」と表現している。「或いは」

以下には「山崩れ」という語が入っているから、京内の状況を述べているとは言い難い。京中では「径路」すなわち街路が洪水流であふれたことが記されており、そう読む限り、この記事は、先に建設記事のあった堀川を別にして、京中には川がほとんどなかった状態を示していると解さなければなるまい。天安2年(858)5月22日の、「道路成川、東堀川水入冷然院」という記事(史料22)も、その状況が少しも変わっていないことを物語っている。

ところが、天長5年(828)末の段階で、既に「京中惣五百八十余町、橋梁三百七十余処」(史料10)と、意外に多数の橋の数が挙げられて、堀川以外の「川」の存在も示唆されているといえる。今仮に、瀧浪貞子氏の所説を考慮に入れ、北辺坊が未整備という状況を想定し、一条北辺路=のちの土御門大路から南京極大路までの、すべての東西大路・小路が東・西堀川を渡る位置に橋が設けられていたとすると、その数は74となる。「橋梁三百七十余処」の370という数字は、奇しくもその5倍になる。むろん、この数字の偶然が何かの意味をもつわけではないが、こうして見ると370という橋の数は、決して多いものではない。問題は、これらの橋を必要とする堀川以外の「川」はどこにあったのか、という点にある。結論を先に言えば、それは大路・小路の側溝であったにすぎない。

上引史料(20)の、斉衡2年(855)9月19日官符に見える「朱雀辺溝」がその一つである。この朱雀辺溝を筆頭とする各街路沿いの「溝」の大きさは、周知のことであるが『延喜式』まで下れば判明する。上引史料(36)に例示したように、朱雀路両サイドの溝は、広さが5尺であった。その他の大路両辺の溝は各4尺幅、ただし、東・西大宮大路と二条大路の宮城側の溝(隍)は8尺幅であった。また、小路両側の溝の幅は各3尺、南京極大路南辺羅城外の溝幅が1丈であった。今仮に、東西南北の各京極大路外側の側溝と、羅城外の溝を除外した上で、京中の「橋」の総数を数えてみよう。このばあい、宮城外周の隍については、『延喜式』段階の14門に通じる位置のみに橋があったと見る。そして、他は、方1町を超える広さの邸宅や園池の存在を無視し、すべての大路・小路の交点で、堀川を含めすべての溝渠に「橋」が架せられていたという前提での、仮定の数値である。もう一つの条件を与える必要があるだろう。すべての溝が第2図のAタイプのように縦横に完全な網状に設けられていたわけではないであろう。Bタイプまたはその90度方位を変じたB'タイプが、大路・小路の交点Cにおける

道と溝の、最もあり得べき関係であったと見ることにしたい。このように見ると、Cの両サイドに二つの橋が必要になる。もちろん、いずれのば



第2図 街路交点と側溝との関係

あいでも、町すなわち居住区Rから街路に出るために、最低限、方1町の町の一边に一カ所の橋が必要であったことになるが、それはいま、考慮の外に置く。そして、街路交点における二つの橋という状況のみを考える。以上の諸条件を踏まえた上で試算した「有り得べき橋の数」は、2,430に達する。神泉苑や東西鴻臚館、東西両寺、冷然(冷泉)院ほか、方2町ないしそれ以上の敷地を占める施設があれば大路・小路の交点は減るから、30ほどの橋を引き算した方が、たとえ「有り得べき橋の数」にすぎなくとも、実情に近づく。凡そ2,400ほどという試みの数値を考えることにしよう。先引の828年末における370余処という橋の実数は、その15%にすぎないのであって、このように見ると、その数は「意外に少ない」という評価を与えることさえできることになる。一方、平安京内の方1町の「町」数は、宮殿域80町部分を除くと、1,136となる。神泉苑や東西鴻臚館、東西両寺域等を除外すると、概数で1,100ほどになる。これに対して、828年末における「町の実数」は580余町であった。これは53%になる。大胆に言えば、町は、想定される完成時点の5割強成立していたが、橋は15%しか作られていなかった、ということになる。828年段階の平安京は、まだまだ建設途上にあったということであろう。

こうした建設途上状況の想定は、まず「町」に関しては、京中閑地の耕種を奨励した弘仁10年(819)11月5日の官符「応以閑廢地賜願事」及び、その官符を受けて、重ねて閑廢地の耕種督励を策した天長4年(827)9月26日の、まったく同じ標題の官符(共に類聚三代格、巻16)が語る状況と、みごとに符節を合する。「溝」と「橋」についても、類似の状況にあったことを窺わせる史料が、前引(20)の斉衡2年(855)9月19日官符である。「京城之固、溝渠為本、来往之便、橋梁資茲。故能動加通道、令无壅塞」とは、溝を通し橋を架すことが、水流・往来共によく「通す」ことになる点を、まず一般論として説いたものであろう。次いで同官符は、一部前引史料(20)に収めた文と重複するが、

頃年水潦頻至、溝流失路、縁渠之家屢被浸害、行道之人常苦泥「途」塗。京中之煩莫大於斯。宜鄭重下知早令修作。仍須仰当司当家務令掘作。其広者依遵旧制勿為闊狭、其深者决通流水令得激疾。其大路堤堀多功者、職家勦力相共補作。当処无人者、職司專為修作勿致物累。」

と述べている。長雨頻発して溝があふれ、家を浸し道を泥んこにする。そこで溝の掘作を促すのであるが、広さは旧制に依遵せよと述べるところからすれば、ここで語っていることは単なる補修の域を超えないのかも知れないとも思う。しかし、「其深者决通流水令得激疾」という文章に、一層深く掘り下げるべしとする意志が含まれているとすれば、督励の内容はより積極的な改作・改修にあったと読むこともできる。さらに、前引史料(27)は、山城国の正税稻をもって左京北辺の溝橋等を作る料に充てるべきことを令した記事と

して注目されている。これは瀧浪氏らの既に触れる如く、平安京の拡張に関わる記事である可能性が大きい。いづれにせよ平安京は、884年という段階においてなお、溝・橋を含めた「造営」のさなかにあったことを示すものである点は、確かである。

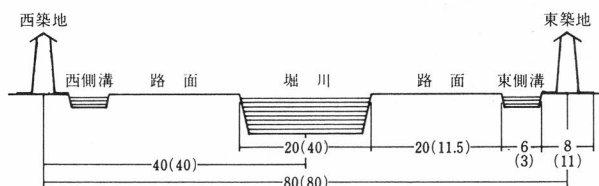
しかし、このようにして、平安京の設置以来1世紀余に亘って続けられてきた『延喜式』段階において、京内の河川・溝渠は、堀川を除けばすべて路辺の「溝」、それも幅5尺の朱雀大路両側溝を最大とする「溝」にすぎないものであったことは、無視するわけにはいかないであろう。大宮川とか、東・西洞院川とか、室町川、烏丸川とかいった川の名も、川と呼ぶに足る実態も、9世紀段階では全く認められない事実は、軽く扱われてはならないと思う。

その間、堀川は、史料(3)における造作記録をはじめ、天長10年(833)における杭料としての桧柱15,000株の輸納記事(史料16)、延喜15年(915)段階で東堀川が鴨川と共に材木運引が行われる川であったことを示す記事(史料34)、そして『延喜式』における杭の輸納記事(史料36)に至るまで、まさに京内別格の「川」として作られ補修され、そして利用されていたことが、くり返し明示されている。その幅員も、『延喜式』京程による推定では4丈、発掘調査によって示された「実態」では2丈と、大路側溝の少なくとも4倍の大きさをもつ。明らかに、堀川は大・小路側溝とは「格」を異にするものであった。

もとより村井氏は、これらの史料や事実に精通しておられる。にもかかわらず、氏は小稿冒頭に引用したように、堀川を「道路に沿って南流する(他の)京中(諸)河川」と同列のものとされようとする。筆者には、そのことが理解できない。筆者は氏の批判を受け入れることができない、と申し上げなければならない。

5 堀川、鴨川堤そして都城の計画と施工の間 —むすびにかえて—

ところで発掘調査によって堀川の幅が2丈であったことが確定し、その兩岸に各2丈の路面幅の街路が沿っていて、さらに側溝などを加えた築地心距離で、堀川小路が8丈であったと判明した(第3図)ことについても、この際若干の見解を述べておかなければならないと思う。というのは、筆者は先に、『延喜式』京程の記載によって、堀川を4丈幅と考へ、その東西兩岸に各4丈幅の街路が並走すると見、堀川小路を全体として12丈幅の大街路とする前提の上に、東・西堀川心距離588丈を導き出し、しかる後に、この距離を、第4図の通り、1,800丈=10里の東西枠の中で、両端にまずその100分の1たる18丈の鴨川計画河道敷と御室川(並びに木嶋大路)計画幅員をとり、残る1,764丈を3等分した線を中心に幅4丈の東西堀川を設定したという考へで説明したからである。堀川小路が「西道3丈・川2丈・東道3丈」から成ったとするならば、上の計算は成り立たない。ではどう考



第3図 発掘された堀川小路

単位は尺、()は『延喜式』による。[平良泰久氏原図]

えるべきか。

筆者の考えは、机上プランと施工に際してのわずかな数値改変は、別個にとり扱わねばならないのではないかと、という点につける。『延喜式』京程条による限り、堀川の幅

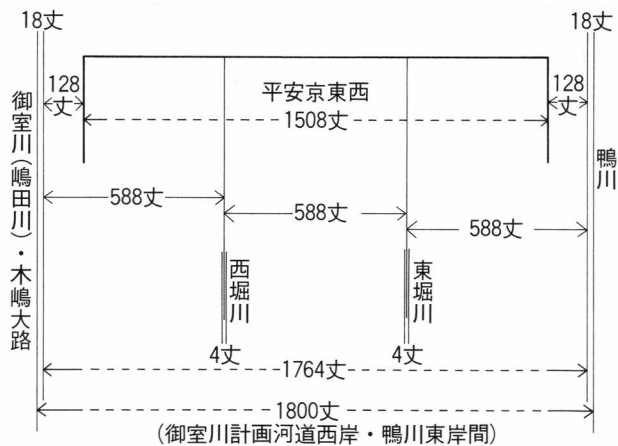
員は4丈と想定し、川の両岸には各4丈の道が並走したと見なさざるを得ないことは、動かし難い。従って、このことを今改めて細説することはしない。しかし、机上の計画と施工の実際とは別に考えなければならないという視点は、忘れてはならないことであるまいか。東京極と鴨川西岸との距離が383mあったとする私見も、あくまでも計画寸法のもりであり、現実に鴨川西岸線がその位置を守り続けてきたというふうには主張するつもりはもっていない。かつ、383mというのは、仮にメートルに換算すればということで、計算の根拠は旧稿のくり返しになるが、1,764丈すなわち鴨川西岸・御室川計画河道東岸間の距離、マイナス1,508丈すなわち平安京東西距離、割る2、イコール128丈、と述べる方が理解しやすいであろう。当時は1丈=2.99mとする計算値があるから、 $128 \times 2.99 = 382.72m$ となるだけのことである。このことをめぐっても、村井氏の批判が提示されており、

「その幅員をはかる基準とした鴨川の『西岸』とはなんであろうか。鴨川は、造都時はいうにおよばず、江戸時代の中期、寛文年間の護岸工事ではほぼ今日の姿になる以前は、流れの両側ともただっ広い石河原であったと思われるからである。その『西岸』から1mも誤差のない、1,758mとか383mという数字は、かえって厳密さを欠くことにはしないか」

と指摘される。この後段についての答は上述の通りである。筆者は、計画寸法というものは厳密な数値でなければならなかったと考える。このような考え方が、筆者の旧稿で充分明確に記されていないとすれば、それは筆者の非としなければならない。

小稿の最後に指摘して、別稿へのつなぎとしておきたいことは、上記批判の前段に触れられた鴨川堤の問題である。鴨川の堤ないし護岸が寛文年間までできなかったとする見解は、明らかに村井氏の誤解である。先に引用した諸史料のうち、(24)の貞観13年(871)官符、(28)の寛平8年(896)官符、(29)の昌泰4年(901)官符、(31)及び(32)の延喜9年(909)記事、(33)の延喜10年記事、(35)の延喜16年記事には、いずれも鴨河堤(1例のみ川原堤)の語が含まれており、9世紀後半から10世紀初頭には、鴨川に「堤」が設けられ、河道が

固定し、かつ(29)の官符に明記されているように、鴨川と東京極の間には一定の幅員の土地が存在した。これらの史料についても氏はよく承知されているはずであるが、にもかかわらず氏はなぜか上引のような文章をものされている。このこともまた、筆者にとって理解しがたい点の一つである。



第4図 平安京東西方向計画寸法

記述がここまで及んだ以上は、その鴨川堤の構築時期について、私見のデッサンを試みしておくべきかもしれない。最も注目すべき史料は、(28)の寛平8年(896)官符である。引用史料は途中を略してあるので、今ここで同官符の文脈を整理して略記すると、次のようになるであろう。鴨川堤辺東西の水陸田22町195歩は、天長年中(824～833)以来、愛宕郡錦部郷百姓の口分田であった。貞観13年(871)になって、官符が下されて(鴨川)堤の東西田(耕営)に禁制が加えられたが、領し来たった年月が長いことや、堤をいためることがなかったことから、国司は(耕営を)とめることをしなかった〔実際、貞観13年官符で、堤を害しない公田は禁遏対象外であることが明記されている〕。ところが、寛平5年(893)になると検非違使がのり出し、宣旨が有ると称して耕作を許さず、収穫した稲をみな防河所に収めてしまい、以後、開墾(耕作)ができなくなった。この状況を、愛宕郡司解によって、問山城国民苦使に訴え出、耕作の裁許を請うたのである。これを受けて、問民苦使は貞観符と寛平宣旨を検討し、百姓の愁いに恤むべき所の有ることを認め、検非違使と国司が一緒に実検し、堤の為に害があるならば代替地を給し、そうでないならば耕営を許すべきことの、いずれかの処分を上奏した。これを受けて、民部卿が勅を宣する形で、検非違使・国司の臨地調査を経て、諸家并に百姓墾田が多く堤西にあり、みな中河の水を用いていることが確認され、その限りにおいて耕作・灌漑が許されること等の処置がとられたのであった。

この文書の記載内容を通じて窺われる鴨川堤造成期は、天長年間である。前引史料(11)～(15)に見られるように、天長6～8年に鴨川の禊の例が多いことは、その工事の進行を示唆しているのではあるまいか、と筆者は思う。しかし一方で、その後承和9年(842)に至って、鴨河原の鬮體の焼斂・聚葬記事が見え(史料17、18)、引用はしなかったが、その16

年後の天安2年(858)に、鴨川合神社が名神に列することになる事実がある(文徳実録)。これらを考えあわせると、820年代後半から840年代ないし850年代にかけて、20年ないし25年を費やして、鴨川の、築堤を含む整備工事が進められたとするデッサンを描けるのではないかと思うのであるが、大胆すぎるであろうか。鴨川堤は、中世も後期になると、破損が著しくなったかして、川の兩岸域は、いわゆる「川原」の様相を呈する度合いが大きくなっていったことは、認めなければならないかもしれない。しかし、堤がまったく痕跡を残さなくなっていたといえるような史料は、ない。しかも、土地には多かれ少なかれ、既得の利用権や、ことによると所有権がついてまわる。それ故、鴨川の河道がいたずらに広がったと見る考えは、筆者はとらない。それに加えて、鴨川合神社が、現河道の北延長にきっちりと当たるといふ事実がある。このことは、現河道が平安時代までさかのぼる可能性が大きいことを十分に示唆するといえよう。

小稿では、河川に関する史料を並べた関係で、鴨川堤のことにまで言及する結果となったが、この問題を含め、平安京の計画と施工をめぐるもう少し包括的な考察は、稿を改めて論じるつもりであることをことわって、筆をおきたい。史料の見落としや誤読が多いであろうことを恐れるが、それらの欠点があれば、示教をも得て、さらに考えを進めてゆくつもりである。

(あしかが・けんりょう=京都大学教授・当センター理事)

- 1 足利健亮「都城の計画について—恭仁京・平安京を中心に—」 上田正昭編『都城』 社会思想社 1976
同『日本古代地理研究』大明堂 1985
- 2 村井康彦「初期平安京の相貌」『史窓』38 1981
同『王朝文化史論 平安京と京都』三一書房 1990
- 3 『図書寮叢刊 九条家文書3 家領文書』所収
- 4 瀧浪貞子「初期平安京の構造—第一次平安京と第二次平安京—」『京都市歴史資料館紀要』創刊号 1984
同「平安京の造営」笹山晴生編『古代を考える 平安の都』吉川弘文館 1991
- 5 平良泰久「地中の平安京」 前掲4『古代を考える 平安の都』所収